

日明浄化センター汚泥搬出業務委託 特記仕様書

(業務内容)

第1条 本業務は、日明浄化センターの脱水ケーキホッパーに貯留している脱水ケーキを運搬車に積み込み、次の(1)から(5)の処分先まで運搬しホッパーに投入する。また洗砂については、日明浄化センター沈砂洗浄装置より運搬車に積み込み、次の(6)の処分先まで運搬、積み下ろしをする業務である。

- (1) UBE 三菱セメント(株)九州工場黒崎地区 (北九州市八幡西区洞南町1番1号)
- (2) UBE 三菱セメント(株)九州工場苅田地区 (福岡県京都郡苅田町松原町12番地)
- (3) 環境局日明工場 (北九州市小倉北区西港町9番地の2)
- (4) 環境局皇后崎工場 (北九州市八幡西区夕原町2番1号)
- (5) 日明汚泥燃料化センター (北九州市小倉北区西港町9番地の3)
- (6) 響灘西地区廃棄物処分場 (北九州市若松区大字小竹地先)

なお、脱水ケーキ及び洗砂の運搬による車両の臭気や汚れ等を除去する為、適宜、車両を洗浄するものとする。

(搬出に利用する車両構造)

第2条 上記搬出業務に利用する車両については、車両荷台上部が密閉可能な設備を施し、脱水ケーキ及び洗砂の飛散防止及び臭気の流出防止ができる構造とする。

(検量および報告の義務)

第3条 脱水ケーキ及び洗砂を積み込んだ運搬車は、処分先のトラックスケールにて積載量を測定し、上下水道局下水道部東部浄化センター(以下「浄化センター」という。)に報告する。なお、計量伝票及び搬出1回毎の積載量を明記した月別の集計表を搬出先毎に作成し、毎月速やかに発注者並びに浄化センターに報告すること。

(作業日及び作業時間)

第4条 日明浄化センターからの搬出日及び搬出時間は、以下のとおりとする。

- (1) 搬出日時：浄化センター担当者と協議の上、決定する。
- (2) 洗砂の受入れ先である響灘西地区廃棄物処分場の受入れ時間については、下記のとおりとする。
受入れ時間：平日 8：30～12：00、13：00～17：00
- (3) 汚泥の受入れ先であるUBE 三菱セメント(株)九州工場の受入れ時間については、下記のとおりとする。
黒崎地区 受入れ時間：月～土 6：00～17：00 日祝日 7：00～17：00
苅田地区 受入れ時間：月～土 6：00～18：00 日祝日 7：00～18：00

(搬出量及び搬出先)

第5条 汚泥搬出量の年間搬出予定量は以下のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| (1) 日明浄化センター ～ UBE 三菱セメント(株)九州工場黒崎地区 | 9,900 t |
| (2) 日明浄化センター ～ UBE 三菱セメント(株)九州工場苅田地区 | 5,900 t |
| (3) 日明浄化センター ～ 環境局日明工場 | 10 t |
| (4) 日明浄化センター ～ 環境局皇后崎工場 | 10 t |
| (5) 日明浄化センター ～ 日明汚泥燃料化センター | 10 t |
| (6) 日明浄化センター ～ 響灘西地区廃棄物処分場 | 230 t |

なお、搬出量については推定であるため、浄化センター担当者の指示により搬出量を変更する。

浄化センターの指示した搬出量に対し、脱水機の運転に支障が生じないよう、速やかな汚泥搬出が出来る体制とすること。

また、搬出先の受入れに不都合が生じた場合、速やかに発注者に連絡すること。

(緊急時の対応)

第6条 突発的に発生する搬出量の急激な増減及び搬出先の変更などにおいて、休日等を問わず年間を通じ連絡がとれ、速やかに対応できる体制とすること。

(トラックの積載)

第7条 受注者は脱水ケーキ及び洗砂の搬出にあたり、最大積載量を遵守すること。

(委託金の精算等)

第8条 脱水ケーキ重量及び洗砂重量の計量については、これを処分する搬出先の計量伝票を使用する。なお、委託料の精算については、上記で計量した数量【ト】(小数第2位まで)に本契約単価を乗じた金額(一円未満切捨)と、その金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額(一円未満切捨)の合計金額とする。

(受注者の創意工夫)

第9条 受注者は業務の履行にあたり、常に創意工夫を心がけ、業務の効率化を目指さなければならない。

(その他)

第10条 本業務遂行にあたり、道路交通法、道路運送車両法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、悪臭防止法等の関係法令を遵守すること。